

協議第46号

住民関係事務事業の取扱いについて

住民関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 住民関係事務事業の取扱い
<p>1. 住民関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により、合併時に統一する。</p> <p>2. 防災に関すること</p> <p>(1) 災害対策基本法に基づき、合併時に防災会議条例を制定し、防災会議を設置する。</p> <p>(2) 地域防災計画は、現行の3町の計画をもとに、合併後、速やかに策定する。</p> <p>(3) 自主防災組織は、現行の3町の組織を新町へ引き継ぐ。</p> <p>(4) 防災行政無線施設は、合併後、新町において統一を検討する。</p> <p>3. 防犯灯の設置及び管理は、美方町及び香住町の例をもとに、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議